

- 令和7年6月に、来年度からの第3期復興・創生期間（令和8～12年度）の復興の方針を定めた 「東日本大震災からの復興の基本方針」 を改定（東日本大震災復興基本法）。
- 福島については、福島復興再生特別措置法における国・県の計画という体系のもとで施策を展開するところ、来年度からの第3期復興・創生期間に向けて、国が作成する「福島復興再生基本方針」 及び県が作成する「福島復興再生計画」についても、それぞれ改定する。
- 国の「福島復興再生基本方針」については、「東日本大震災からの復興の基本方針」や「福島イノベ構想を基軸とした産業発展の青写真」など今後の福島の復興・再生に関する最近の政府の方針や復興の進捗状況等を反映し、令和7年中を目途に改定を行う（閣議決定）。
- この改定後、福島県が作成する「福島復興再生計画」も「福島復興再生基本方針」に即して改定予定。  
【参考】「福島復興再生基本方針」は、平成24年7月に閣議決定され、その後、福島再生特別措置法の改正にあわせて順次改定。  
(平成29年6月、令和3年3月、令和4年8月と順次改定を実施し、直近の改定は令和5年7月。)

#### ＜主な改定箇所＞

- **廃炉・ALPS処理水に係る取組**（海洋放出開始後の取組 等）
- **除去土壤等の県外最終処分**に向けた取組（基本方針やロードマップ等の反映）
- **農林水産業**に係る取組（広域的な産地形成、帰還困難区域を含む森林整備、計画的な水揚げ回復 等）  
**帰還困難区域**における取組（活動の自由化等の今後の活動の在り方の検討 等）
- **福島イノベーション・コースト構想**に係る取組（地域の稼ぎ・日々の暮らし・担い手の拡大の3つの視点の追加、重点6分野の取組 等）
- **F-REI**の取組（設立後の進捗状況の反映）
- **医療**の取組（双葉地域における中核的病院の記載）、**インフラ整備**の取組（計画の反映）、  
その他、復興の進捗に係るデータや実績の更新